

文化審議会第15期文化政策部会（第3回）

平成29年8月29日

【高田企画調整官】 開会に先立ち配布資料の確認をします。資料1から6まで、参考資料、文化政策部会及び基本計画ワーキング・グループの委員名簿を配布しています。また、机上配布資料、これは委員の先生方の机の上にあるだけの資料で、1から4までの机上配布資料と資料集、ドッジファイルを机上に置いているので、御確認ください。もし資料がないようでしたら、近くの係員までお知らせください。

【熊倉部会長】 ただいまより第3回文化政策部会を開催します。

皆様、本日も御多忙のところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は、亀井委員、篠田委員、田辺委員、鳥井委員、長谷川委員、松田委員、山出委員の6名の方が御欠席と承っております。

議事に入る前に、文化政策部会の委員の追加について事務局より説明をお願いします。

【高田企画調整官】 文化政策部会の委員の追加について、資料6の次の参考資料があります。文化審議会第15期文化政策部会及び基本計画ワーキング・グループ委員名簿を御覧ください。

今回、新たに日本芸能実演家団体協議会参与の大和様に第15期政策部会の専門委員をお引き受けいただきました。前回の政策部会において、文化芸術基本法が変わって委員の追加も今後あり得るというお話をしましたが、文化政策部会委員名簿の裏に、基本計画ワーキング・グループの名簿もありますが、この中で大和委員も追加しています。これは今回の基本計画が基本法改正を受けたもので、大和委員はその改正について文化芸術推進フォーラムの事務局長としても、また、文化団体を代表して様々な活動をされていたことから、今回、基本計画に係る審議に参画いただくことになりました。

既に大和委員には基本計画ワーキング・グループに参加いただいておりますが、政策部会の出席は今回が初めてのため、御紹介申し上げます。

【熊倉部会長】 大和委員、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議事の2がメインですが、まず議題(1)「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」について御報告を頂きます。7月末に文化庁移転協議会が開催され、文化庁の移転について新しい報告書が取りまとめられたとのことです。事務局より資料の説明をお願いします。

【山田文部科学戦略官】 文部科学戦略官の山田と申します。資料1-1と1-2より、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」の概要について御報告します。

資料1-2が本体ですが、本文でして、資料1-1がそのポイントです。「文化庁移転協

議会」は、昨年 3 月に「政府関係機関基本移転方針」が取りまとめられていますが、構成メンバーとしては内閣官房、文部科学省、文化庁、京都府、京都市、関係省庁としての内閣人事局、財務省主計局・理財局がメンバーとなっています。これまで何回か議論してきて、このたび取りまとめられました。

資料 1-1 でポイントについて御説明します。今回は大きく 3 点決めました。一つが「組織体制の大枠」、2 ページにある二つ目が「移転の場所」、それから三つ目は「移転の時期」です。

1 枚目に戻り、今回の取りまとめでは、まず新たな文化芸術基本法、この政策部会でも御報告していますが、この 6 月 23 日に改正法が施行されたので、その趣旨、それから附則第 2 条で文化庁の機能の拡充等について検討することが指摘されていることについて触れています。

それを受け、2. 「新・文化庁の組織体制」として文化庁の今抱えている課題を踏まえつつ、その下の「新・文化庁構築に向けた機能強化と組織改革の方向性」として、昨年おまとめいただいた文化審議会答申、それから改正基本法に立脚した文化庁の文化行政を総合的に推進するため、時代区分を超えた組織編成、分野別の縦割り型から目的に対応した組織編成とし、政策課題の柔軟かつ機動的な取組への対応、文化財をはじめ文化芸術資源の活用の促進、また関係省庁、地方公共団体、民間大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により新たな領域への積極的な対応を強化するために、文部科学省設置法の改正を行い、平成 30 年度内に新・文化庁に組織改革をすることを掲げています。

それから、1 ページの 3. は今年の 4 月に設置した先行移転の組織の地域文化創生本部の取組状況と課題について、この段階で整理をしています。

2 ページ目、今回決めた大きな三つのうちの一つ、「組織体制の大枠」です。本格移転後は本庁京都と東京とで大体以下のように業務を分離する。文化庁の本庁は京都に置く。本庁に文化庁長官及び次長を置く。本庁においては国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除く全ての業務を行うことで、具体的には文化政策の新たな展開を目指し、長官直属の企画発信、国内外の日本文化の戦略的発信、大学との連携を生かした文化政策調査研究、科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽（ほうが）支援など新文化創造、食文化等の生活文化振興、文化による地方創生、文化財、宗務、これらに関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁、つまり京都で行う。その職員数については、定員及び定員外職員を含めて文化庁の職員全体の 7 割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら 200 人程度以上を見込んで整備していくことにしています。

また、文化関係の 3 独立行政法人があるが、これについては広報発信・相談に係る機能を京都に置くことについて、今後、具体的に検討を進めることにしています。

大きな決めたことの二つ目、「移転場所」です。十数か所の候補がありましたが、最終的にはアンダーラインを引いたとおり、現在の京都府警本部本館を文化庁移転先とします。

あわせて、地元にも既にあり豊富な施設やスペースを活用し、文化庁からの発信の拠点とします。

この建物は、京都で行われた昭和天皇の即位の礼に合わせて建設された近代化遺産で、その保存継承は文化的な価値も高い公益性を踏まえ、歴史的建物を保存活用する考え方、もともと京都側が応分の負担を表明しながら文化庁の移転を要望してきた経緯に基づき、文化庁ではなく京都府が京都市などの協力を得て、この府警本部本館の耐震化を含めた改修及び増築を行い、その庁舎の整備後、文化庁が京都府の条例等に基づいた適切な貸付価格で、つまり減額を受けて長期的に貸付けを受けることにしています。

また、時期については、庁舎整備について一定の期間が掛かることを踏まえ、遅くとも平成 33 年度中の本格移転を目指しています。

あわせて、最後、職員の住環境の確保、家族に関する教育・保育などについての適切な配慮については、地元の協力を得つつ、引き続き検討していきます。

【熊倉部会長】 山田戦略官、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について御質問、御意見等があったら、お願いします。

佐々木先生、何か補足がありますか。

【佐々木委員】 今年の 4 月から地域文化創生本部へ応援団として私は週 2 日ほど伺っています。地域文化創生本部は現在、京都市の建物をお借りしています。

そこで私は、これまでの文化政策の流れをきちんと理解してもらうということで研究機能を高める、行く行くは研修機能も高めた方がいいと思って、全国の自治体関係や文化施設関係の方々の京都の本部が確立するまでに既に研修機能をもっと注意していく。それで文化庁は政策官庁として確立していき、全国的な文化政策が更に一段も二段もグレードアップする形に向けたいと思い、庁舎は京都府庁のすぐ近くなので、御所や二条城など歴史的な資産の中に取り囲まれているといった意味でも、これまでと違う文化の厚みや歴史性を踏まえながら展開できるメリットがあるのではないかと応援団として思っています。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

三好委員、お願いします。

【三好委員】 一言だけ確認ですが、次の議題 2 に本来関係する話ですが、今の資料 1-1、1-2 では、次の通常国会に法案を提出されると記述されているが、それと非常に関連するのが、まさに今審議しようとしている基本計画で、文化庁の機能強化をどうするのか、具体的な内容が審議されているのだが、基本計画自体は来年の春頃にできるので、今の通常国会に法案を提出されるのとどちらが先かという話になってしまう。むしろ法案の方が先になる可能性も高いかと思うので、基本計画として議論されていることで関係する部分は、当然、法案にも反映されるスケジュールと理解していいのか、そこを確認したいのです。

【井上文部科学戦略官】 基本計画を担当する井上と申します。

機構移転の新・文化庁の組織については、この 8 月に要望を出すことになっており、そ

れに基づき最後 12 月に査定を受けて新たな法案として提出することになりますが、まさに検討している内容は、基本計画と連動させながら検討しているので、方向性としては全く一緒になります。

ただ、順番として、どうしても要求自体は機構移転要求として 8 月に出さなければいけないので、今後は各省庁などとの定員を持ってくる要求を各省庁とも交渉しながら進めていくこととなります。

また、基本計画はどちらかというと組織もありますが、その組織の中でやっていく仕事の内容も決めていくものなので、それと一緒にあってよりよい新・文化庁ができると思っています。

【熊倉部会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 新・文化庁の移転先、4 か所ぐらいあったと思うが、私はここに決まった経緯を知らないのので教えていただきたいのと、昭和天皇の即位の礼のときということで、文化財としても 90 年ぐらいの価値があると思うが、かなりな耐震補強をしなければいけない。それを京都府・京都市に負担していただいて長期的に適切な貸付価格で長期的に貸付けを受けると言っているが、どのぐらいの額かおおよその見当は付いているかをお聞きしたい。

【山田文部科学戦略官】 1 点目、資料 1-2 で移転場所は 6 ページになるが、お話の「これらを踏まえ」というパラグラフは、最初は十数か所あったのですが、それを第 1 次スクリーニングで 4 か所 5 件に絞っています。その中から最終的に府警本部本館に決めています。文化庁の移転について昨年 8 月に決めた文書の中で、まず移転先に必要な五つの条件を挙げています。

一つ目が文化的な環境にあること、二つ目が交通の便がよいこと。全国あるいは世界から新・文化庁の庁舎に来ていただくわけですから、アクセスがよいこと。三つ目が適正な規模。これは財政的な観点から過大でないことにもなりますが、適正な規模であること。また、ICT 環境、つまり働き方改革が可能な ICT 環境が整えられること。それから耐震性があること。これらの五つの条件を最低条件としてまず絞り込みました。

加えて、第 2 次絞り込みでは工期、時間がどれだけ掛かるのか、工事費がどれだけ掛かるのかについて、委託して第三者の目で比較を検討してもらっています。

その上で、この府警本部本館が一番工事に係る時間が短くできる。工事費が一番安くなる可能性が高い。これは工事の仕方によって、特に耐震補強をどうするかによって大きくぶれるが、そこも勘案しながら、合理的な考え方で整理をして、工期が短く工事費が一番安くなる可能性が高いこと、もう一つは、ここで挙げるように昭和の初期の建物で歴史的な意義、文化的な価値も勘案して、この府警本部本館にしています。

2 点目の御質問で、どのぐらいの額は、どれぐらいの工事費になるかが決まらなければならず、それを国と地元の間でどのように分担するのかがあるので、今回、正直言ってそこは決めていません。これから地元京都府、京都市と御相談をしていく。我々文化庁とし

では賃借料を毎年お支払いすることになります。価額をどのように設定するか、京都府、京都市と御相談していくことになります。

【中村委員】 ありがとうございます。

【熊倉部会長】 中村委員、よろしいでしょうか。

【中村委員】 できるだけ抑えていただければ有り難いです。

【熊倉部会長】 ほかに御意見、御質問などございませんか。

本件に関してはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議題（２）「文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について」です。

こちらに関しては、前回の文化政策部会において基本計画ワーキング・グループを設置することが決まり、それ以降、7月及び8月に計3回開催されました。

本日は、基本計画ワーキング・グループにおけるこれまでの検討状況について御報告し、現在取りまとめられている報告を土台とし、政策部会としての議論を深めていきたいと思っております。

それでは、事務局より報告をお願いします。

【井上文部科学戦略官】 資料2-1から資料4まで、2-1、2-2、資料3-1、3-2、資料4、あとは詳しくは御説明しませんが、机上配布資料1-1から1-2、1-3、資料2、3-1、3-2が海外の関係の資料です。簡単に御説明します。

まず資料2-1、文化芸術推進基本計画ですが、先般6月に成立した文化芸術基本法に基づき新たに位置付けられた計画です。具体的には、これまでの文化芸術基本方針と関連施策、例えば観光や産業など文化に関連した施策を計画の範囲にしていることで違う、またPDCAサイクルを使って計画的に進める点が異なっています。

それを受け、大臣から6月21日に諮問を受けまして、文化政策部会においても検討を始めていますが、具体的な検討事項として4点掲げています。1点目、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」、中長期的にどのような文化芸術政策を目指すべきか、2点目、その上で第1期の文化芸術推進基本計画2018から2022年の5年間においてどのような文化芸術政策、基本的な方向性でいくのか、そして3点目、5年間にどのような基本的な施策を行っていくのか、最後に、先ほど申し上げました計画的に進める観点から、この文化芸術政策を進めるために立案から評価・検証、新たな政策への反映というPDCAサイクルをどのように確立していくのか、この4点について検討することを掲げて、特に基本計画ワーキング・グループでは、1番、2番、4番について3回にわたり検討を進めたところでした。

次に、検討のスケジュールですが、今後、分野別ワーキング・グループを開き基本的な施策を議論して、基本的な考え方について文化政策部会で審議いただき、11月にはおまとめいただき、文化芸術団体からもヒアリングをする。ここに「文化芸術推進会議」と書いていますが、関係省庁と関係する観光や産業などの関連施策について調整を図って、最終的に年末には文化審議会の総会で中間報告をおまとめいただく形を考えております。

年明けにはパブリック・コメントで国民一般から御意見を頂いて、年度末の3月には答申を頂き、その後、関係省庁と調整して閣議決定したいと思っています。

5ページ、基本計画の構造ですが、中長期的な観点の「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」が一番上にありますが、2番目として「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」で幾つか目標を設定していこう、そして、その目標がきちんと政策の進捗が図られているか、指標を使って見ていこうと考えてまいりました。そして、それに基づく施策を作っていくことで検討を進めてきたところです。

続いて、資料3-1、今の目指すべき姿と基本的な方向性に対応する具体的な内容について、基本計画ワーキング・グループで御議論いただいた内容を御紹介します。

2ページに「今後の文化芸術政策の目指すべき姿と今後5年間の基本的な方向性の関係性」という資料があります。「目指すべき姿」として、基本計画ワーキング・グループの中では四つの目標が掲げられました。

一つが「創造的で活力ある社会」で、創造的な文化芸術に効果的な投資を行い、イノベーションを生んでいく。そして、2番目として「心豊かで多様性のある社会」を創っていく、文化芸術を通して社会参加の機会を開き、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されること。3番目として、文化芸術そのものの創造・発展・継承、そして教育をきちんと進めていくこと。4番目として、地域の文化芸術に関わる団体・機関が多様で高い能力を有する専門的人材を活用しながら、地域のプラットフォームとして全国各地に形成されていく。この4点を「目指すべき姿」とし、中長期的な観点として掲げたところです。

その上で、2018年から2022年度の5年間においては、右側に対応する六つの戦略を掲げています。一つ目が「創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」。二つ目が「国際文化交流」又は「国家ブランディングの推進」。三つ目が「多様な価値観の形成と地域の包摂的な環境」、インクルージョン、ダイバーシティ等です。四つ目が、「文化芸術そのものの発展・継承と創造」、「豊かな文化芸術教育の充実」。五つ目が「多様で高い能力を有する専門的人材確保と育成支援」。そして戦略6が「地域プラットフォームの形成」です。

具体的なイメージについて、詳しく御説明しますが、3ページに具体的な「目指すべき姿」のイメージが書いてあります。「創造的で活力ある社会」はどういうものか。これはあくまで例ですが、創造的な文化芸術への投資から、更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出されて国内外に発信されている等、そして「心豊かで多様性のある社会」はどういうものか、例えば高齢者、障害者、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があること、文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化対応が進んでいること、日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人々が訪れること等があると思います。

そして、「文化芸術の創造・発展・継承と教育」で言えば、多くの人々が我が国の文化芸術を誇りに感じる社会、さらには若手の新進芸術家が次々と養成されて国外の芸術祭やコ

ンテスト等で活躍している、文化財に加えて芸術や芸能の知識、技能、物品等が次世代に確実に継承されている等があるかと思えます。

そして、地域の文化芸術に関わる団体・機関についてどのようなことがあるかといいますと、文化施設や文化芸術団体が持続可能で回復力のある基盤を有して地域のプラットフォームが形成されていることや、地域の芸術祭等に多くの人々が参加することが「目指すべき姿」ではないかと思って整理をしているところです。

続いて4ページ以降は、5年間の基本的な方向性について、基本計画ワーキング・グループで整理したものです。ここに描いてある図は、戦略1から6までの関係性を表したもので、戦略4の文化芸術そのものが戦略5「多様な専門的人材の確保・育成支援」、さらには「地域プラットフォームの形成」に支えられて発展していく。そして、4, 5, 6全体によって創造的な文化芸術に対する効果的な投資、イノベーションや国際文化交流・協力、国家ブランディングの推進、多様な価値観の形成と包摂的環境の推進などの社会的・経済的価値が生み出されること、全体としては新たな文化芸術の価値として推進していく必要があるという図をイメージしているところです。

具体的な戦略の内容については、3ページ以降に掲げております。

戦略1は、「創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」ですが、いわゆる経済的な価値をどう文化において目指していくかという部分については、「主な基本的な施策」にあるように、関連分野と連携協働した新たな文化芸術価値、特に関連産業やマーケットの育成を通じて新たな文化芸術の価値の創造をしていくものや、食文化やファッション等を含む暮らしの文化の継承、さらには複合領域、新たな価値の文化創造についての萌芽支援、メディア芸術などがあるかと思えます。

その下の進捗状況を測るための指標候補については、現在検討中、あくまでイメージですが、候補として掲げております。

続いて6ページ、戦略2「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進」については、現在、2020年五輪を契機に行われている文化プログラムの展開や国際文化交流・協力の推進、文化交流使、アーティスト・イン・レジデンス、日中韓の文化交流など、また、文化財の国際協力の推進、多言語化、日本文化発信の戦略的推進等々があるかと思えます。

そして7ページ、戦略3「文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進」については、高齢者の文化芸術活動の支援、障害者、在留外国人等の文化芸術活動、社会教育、地域における文化芸術振興、沖縄文化、アイヌ文化など、多様な文化の育成が当てはまるのではないかと考えております。

続いて8ページ、9ページ、戦略4の「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」については、全国レベルの芸術祭、芸術・芸能、伝統芸能等の継承・発展、物品の保存、知識及び技能の継承、文化財の保存と活用、著作権の保護及び利用、国語、美術館、博物館、図書館、劇場、音楽堂等の充実・活性化などが当たるかと思えますし、学

校教育における文化芸術教育，著作権教育等々もこちらに含まれると考えております。

9 ページ，戦略5「多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援」ですが，年齢，性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材が，キャリア段階に応じて教育訓練，研修を受けて活躍できる人材の確保，キャリア形成支援，地位の向上，それを支える文化芸術団体のマネジメントの強化等が重要と思っております。

最後に戦略6「持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成」については，国，独立行政法人，地方公共団体，民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図って民間の支援活動の活性化や民間事業者を含む多様な財源の先進的な事例の提供等を行うことが重要と思っております。

このようなことを議論した上で，最終的には資料4のとおりの記事にまとめています。ちなみに資料3-2は，今御説明した内容を一覧表にしたものでA3になっていますが，左が「目指すべき姿」，一番真ん中が「基本的な方向性」「指標候補」「施策の例」という形で一覧にしたものです。

最後に，資料4だけ少し御説明しますが，資料4は大部なので，ポイントを御説明しますと，文化芸術基本計画は文化芸術基本法に基づいてできたもので，計画的に推進すること，地方公共団体においても国の文化芸術推進基本計画を参考にして地方文化芸術推進基本計画を策定することが求められていること，あと1ページの真ん中以降ですが，「文化芸術は，国民全体及び人類普遍の社会的財産として本質的及び社会的・経済的価値を有している」ということで，本質的価値としては豊かな人間性や想像力，感性を育む，個人の文化的な伝統を尊重する心を育てる，社会的・経済的価値としては人間相互の理解を促進する，2ページにあるように質の高い経済活動を実現する，人類の真の発展に貢献する，多様性を維持して世界平和の礎となる価値があるということです。

また，文化財の面でも，我が国の文化芸術資源は保存技術や材料の確保，伝承者の育成等，各地域の先達（せんだつ）の地道な努力によって継承されたものであることは忘れてはならないと書いてございます。

このようなことを踏まえて，イノベーションと多様性により文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められていると書いてございます。

続いて，4ページは「昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化」ということで，新しい文化芸術基本法の成立と少子高齢化，グローバル化，情報技術・通信技術の急速な進展などを踏まえて，新たな文化芸術の政策，特に観光，まちづくり等，関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が求められていること，あと2020年のオリンピック・パラリンピックを踏まえて，文化芸術に新たな価値や国際的な発信が求められていることが書いてあります。

5ページには「国際的な文化芸術政策の動向」を書いています。海外における文化芸術政策においても，創造的な経済や社会の発展に文化が貢献していくということで，文化芸術による国家ブランディングなどを重視する，文化芸術の卓越性を重視する，また，多様性

や社会包摂的な機能、人々が幸福な人生を享受する機能を重視するという、他の社会経済政策とあいまって推し進められているところがあり、その例として、英国政府が50年ぶりに昨年3月に出した文化白書や、5ページの下にあるようにアーツ・カウンシル・イングランドが2013年に出した戦略的な枠組み、あと6ページのオーストラリアが2011年に定めた「国家文化政策——オーストラリアの未来に対するビジョンの策定」を例に挙げています。いずれも、文化そのものの価値だけではなく、社会的・経済的価値を重視しながら文化政策を他の社会・経済政策と一緒に進めていくとの方向性を打ち出しています。本日は時間の関係で御説明いたしません、その関係の資料が机上配布資料の1-1から2, 3-1等にあり、翻訳していますので、お時間があるときに参考に御覧ください。

続いて7ページ、8ページは、第1期の文化芸術推進基本計画の構造について、先ほどポンチ絵で説明した内容について簡単にかいつまんで御説明しているので、割愛します。

また、9ページから26ページまでは、先ほど資料2-1で御説明した内容を文章化したものなので、ここも割愛します。

27ページは、文化芸術推進基本計画に係る評価・検証サイクル、PDCAサイクルの確立について述べたものです。

29ページ、横になった資料を御覧ください。文化芸術基本計画については、改正基本法の趣旨・内容やフォローアップ、社会・経済の要請等を踏まえて政策の立案ということで策定していき、それを実施していきたいのですが、今後5年間の文化芸術政策の基本的方向性、六つの戦略の部分について指標に基づいて毎年フォローアップをしたいと思います。そして、中間年である2020年には中間評価を実施し、それを踏まえて新たな第2期の文化芸術推進基本計画を策定するサイクルを作っていくことを考えています。

29ページにある表を文章化したものが、27ページの前半です。指標については、評価が負担も掛かるので、「指標の設定の在り方」にあるように、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標で行うこと、定量的のみならず定性的な評価、「多くの」や「かなりできている」でも構わないと考えております。

また、指標についてはアウトカム指標、最終的に社会的なインパクトまでとはいきませんが、成果として見られるところまでを含めて評価することを基本にしたいです。測定困難な場合にはアウトプット、できた数も含めて設定することも可能としたいと思います。

また、指標については、現時点でできないものについては、今後、指標を開発することも検討していきたいです。

30ページ、三好委員からもお話のように、今後の文化芸術政策を総合的に推進する上で、文化庁の機能強化が重要です。文化芸術基本法の改正法の附則においても、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられており、現在、政府において文化庁の機能強化について検討が進められ、この8月、機構移転要求も出そうとしているところです。

また、一方、先ほど御説明がありましたように、地方創生の観点からも文化庁の京都移転についても検討が進められていますが、いずれにしても、今後の文化行政の機能強化に

については新しい文化芸術基本法に基づき考えられるべきであると書いてあります。

そして、新しい文化芸術基本法に基づく政策を牽引（けんいん）するためにも、文化庁の機能強化を通じて2018年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、第1期文化芸術推進基本計画に基づく文化政策を強力に牽引することが求められると規定しています。

そして、「新・文化庁」の中身として、文化芸術立国を目指して政策ニーズに対応する観点から、「新・文化庁」への組織改革を、縦割りを超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて、時代区分を超えた組織編成、分野別の縦割り型から目的に対応した組織編成とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応すること、また、先ほど山田戦略官から御説明もありましたが、関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総合参画体制をとる、そして新たな領域への積極的な対応を強化すると書いています。

また、文化芸術関係の独立行政法人について、例えば日本芸術文化振興会などについては文化政策の執行機関として期待される役割をこれまで以上果たすよう、「専門的人材の確保など必要な措置をとった上で、文化庁と適切な役割分担を行う。日本芸術文化振興会については、文化芸術への助成をより有効に行うため、専門的な助言、審査、評価等の機能をより強化していくべきである」と記載しています。

【熊倉部会長】 委員の皆様方には昨日にこの大部の資料が送られて、どこまでお目通しただけか、不安ですが、文化政策部会は今年度中、何度も予定されているので、今日全てを精査しなくても大丈夫です。

ワーキングは、御案内にあったように7・8月で3回、ワーキング・グループの委員の皆様方に大変御協力を頂き、精力的に検討を行いました。この資料3-1で申し上げますと、割と前半のあたりの議論はかなり尽くしてきた形ですが、まだ基本的な施策、9月から10月5日まで十数回の分野別のワーキング・グループが予定されていますが、そちらからの御意見も吸い上げてになると思います。

進捗状況を測るための指標に関しては、まだ議論の緒に就いたところというのがワーキングの実情です。資料4の方が本体になり、こちらに関しては、大分、第4次基本方針及び緊急提言から引っ張ってきたところもありますが、まだワーキングの方でも精査が足りないところではあります。

どこの部分に関しても何か気になる場所があったら、自由に御質問、御意見を頂戴して構いませんが、特にこちらの概要の2ページ目、めくっていただいた大枠のところの「目指すべき姿」、そして「基本的な方向性」、ワーキングの方ではこの基本計画を2018年から5年間のものにするのを御提案する次第です。これで2020をまたぎ、2020に向かっての直前に中間報告ということになりますので、この5年間が適切かと思いました。

引き続き資料3-1の4ページの図、柴田委員長とこのように描いてみましたが、とにかく一番ボトムにあるのが戦略の5と6、人です。そして、特に地域社会におけるプラットフォームは文化政策部会では地域版アーツ・カウンシルということで、まだ具体的なイメー

ジの議論までは至っていませんが、人々が力を合わせて専門性を発揮できる制度と、人が一番の基盤にあって、その上の戦略 4 が従来の文化芸術振興基本法が想定していた文化芸術そのものの振興がその上にあり、戦略 1, 2, 3 をもって日本社会をどのように変えていきたいか、文化そのものの価値をどのように新しく創出していくかというイメージになっています。このあたりに関しては、このような感じで先に進めてよろしいかどうかを、今日の部会で御議論いただければと思います。

もちろん、その先、5 ページ以降の作文に関して、もう少し精査できるところもあるのですが、その下にあります「主な基本的な施策の例」に関してもこのようなことがあり得るのではないかと思います。これは第 4 次基本方針でもそうですが、具体的な文化庁の施策に関わるもので、ほぼ、いろいろ洗い出すことを目指しているのだと思います。

まだワーキングの方で意見が出て、今日までに宿題が追いついていない部分が、この戦略 1 から 6 に関して「基本的な施策」、これはほとんど第 4 次基本方針に乗っているもので、指標はこれから時間を掛けて精査していかなければいけないのですが、それだと「これまで前に決めたのとそんなに変わらないではないか。どこを理念的に際立たせるかをはっきりさせるか」となってしまうかもしれないので、この六つの戦略の下に例えば次の第 2 期の基本計画の策定に向けて、より課題と思われることをこれから、皆様方のお知恵などをかりながら、課題を幾つか抽出してみることも、よりドライブが掛かっていく感じがして、必要なのではないかと議論がされたのですが、そこまではたどり着いておりません。

うまく概要の補足説明になったかどうか分かりませんが、まずはワーキング以外の今日初めて御覧いただく先生方、取りまとめに関する印象でも結構ですし、御意見、御質問など頂戴できたらと思いますが、いかがでしょうか。

仲道委員、お願いします。

【仲道委員】 本当にすばらしくて、これらが全て実現したらどんなにいいかと思うのですが、そのために、これだけのことを実現する費用はどこから出てくるのか、気が早いのですが、そこも考えてしまいます。

今お話しなされた「地域プラットフォームの形成」や「人材の確保・育成支援」、ここがものすごく重要になってきますので、プラットフォームを作るとはどのようなものかのように作りたいといったところまで踏み込んだ文言をここに是非入れていただきたいです。

なぜなら、資金をどのように調達してくるのか、それを精査する人材をどのように育て、確保していくのか、それがその地域の中で回っていくためにはどのようなことが必要になるのかまでを考えた文言を入れていただくと、先が見えてくると思うからです。

PDCA のサイクルも大切なことです。ただ、施策を評価するのはもちろんのことですが、行った施策の実が何だったのかを効率的に評価するのはとても難しいことですので、どういった観点でどのように見ていくのかも指標としてこの文言の中に入れていただくと、システム作りもしやすくなり、目指す姿がよりはっきりしていくと思いました。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

河島委員，お願いします。

【河島委員】 全体は分かりやすいし，必要なことも書かれていて，大変よいと思うのですが，言葉遣いなど気になったところだけ申し上げます。

この概要の2ページ，まず(3)「文化芸術の創造・発展・継承と教育」ですが，従来だと，ここは「普及」という言葉だと思うが，「普及と教育」や「普及」という言葉がこの後もどこにも見られなかったように思うので，入れた方がいいのではないかと思います。もし外す理由があるなら御説明いただきたい。

それから，地域プラットフォームがとても大事，これに関しても随分議論があったと聞いていますが，何をイメージされているのかよく分からない。「文化芸術プラットフォーム」と言うと，文化活動をしている人たちが寄り添う情報交換の場なのかと思うと，そのようなものではなく，もっと文化政策を地域で進めていくためのセクターを超えた集まり・仕組みとも読めるが，これは工夫して言葉を使わないと，とても大事なインフラの部分なので，もう少し考えていただきたいと思います。

それからもう一つ，国家ブランディングの点ですが，戦略2で「文化芸術を通じた国家ブランディングの推進」が大きい戦略として掲げられて，これはこれでいいと思いますが，「国家ブランディングの推進を図る」となると，国家ブランディング自体を今後，文化庁がやるのかといった感じがあり，従来は内閣府でやっていたのではないかと思います。それと国家ブランディング自体は別に文化だけの仕事ではなく，例えば日本の男女の平等，女性の社会進出がどれくらい進んでいるかも，国家のイメージやブランドとして非常に大事なところだし，福祉が充実しているかなどいろいろなことをもって国家のブランドはできていくので，「国家ブランディングの推進を図る」というよりは「それに貢献する」ぐらいの方が実態と合っていると思いました。以上が気になったところです。言葉遣いのことばかりで申し訳ありません。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

本郷委員，お願いします。

【本郷委員】 7ページ，「社会教育としての文化芸術教育，著作権教育，国語教育」と書いてあります。

それが8ページに参ると，今度は「養成・研修」のところに「学校教育における文化芸術教育」という言葉になっていますが，この「教育」という言葉を使うのは，社会教育，学校教育，両方を含んだ言葉になっているという解釈でいいのですか。

それと，学校教育の場合は，教育課程が定められている中でどのように落とし込めるのか，少しイメージが見えないところがあります。その辺はこれからの議論なのかもしれないですが，イメージとして「社会教育」と「学校教育」をすみ分けているのか，ただ全体的な「教育」という言葉で今のところは作ってあるのかの解釈を教えてください。

【熊倉部会長】 このところは、ワーキングではまだそれほど議論されていないのですが、井上さん。

【井上文部科学戦略官】 あくまでここに書いてあるのは「主な基本的施策の例」でして、いろいろなところにまたがる可能性もあると思います。

ただ、ここで当然、社会教育としての文化芸術教育は、戦略4にも関わってくると思いますが、戦略3で地域における「包摂的環境の推進」があったので、「地域における文化芸術活動の場の充実」もあったものだから、「社会教育」をここに仮置きしているところですよ。

学校教育については、教育課程は既に学習指導要領として公表されているので、それを着実に推進していくということですが、それを充実させていくことについては、いろいろやり方があるかと思います。

【熊倉部会長】 名越委員。

【名越委員】 私も言葉遣いで1点気になっているところがあり、そもそもの話で恐縮ですが、「文化芸術」というこの4文字が、こういう計画でお話ししなさいということだから仕方がないと思うが、本来は「文化・芸術」のことを言っていると思うのです。「文化芸術」、要は「文化」という広義でいろいろ意味付けしていくいろいろなものが入っていったって、文化のあるべき今後5年間の戦略を考えていくのはとても分かりやすいが、「文化芸術」という言葉を作られてお示しいただくと、文化の中でも芸術の話をしているのかと誤解をする国民の方もいると思うのです。

だから、「文化や芸術の未来のあるべき姿を話しましょう」と計画立てをされることだとお話を聞いていて理解をしているが、「文化芸術」となっているので、タイトルは変えられないにしても、もう少し中身で補足をされた方がいいと思いました。

なぜなら、資料4の3ページの「第4次基本方針抜粋」では「文化芸術は、最も広義の『文化』と捉えれば」うんぬんとあって、最後、「人間の生活に関わる総体を意味する」とあるのです。これを読んでも、我々が生活していく上で全ての文化——食も文化、食文化ですね——も含めての文化だと意味していると書かれてはいるが、「文化芸術」というタイトルからはそれは若干分かりにくいので、戦略を練る上で、頭の方で「文化芸術」の定義付けをもう少し丁寧にされた方がいいと思いました。

特に私が気になったのは、「文化財」という言葉が本文をよく読めば出てくるのだが、大きなテーマの中には「文化財」は出てこない。「文化芸術」の中には「文化財」も大きな位置を占めていると思うので、それも含めて分かる形で示していただけないかと思ったのが1点と、それから、戦略3と4に書かれている「著作権等の保護及び利用」です。

これは、文化や芸術をこれからもっと発展させていくためには、著作権の保護は欠かせないと思うが、先ほど別の先生から財源はどうなるのかという御指摘があり、財源の確保のためにも著作者がやりがいを持ってそれだけの対価を得る仕組みをきちんと作っていかなければいけないと思いますが、御承知のとおり、今、ネットの世界でいわゆる「文化」

が何でも無料で手に入る時代になろうとしていて、これを許してしまうと、文化の創出そのものを損ねる、衰退につながっていくと思うので、戦略3と4に書かれている一つの項目の「文化財等の保護及び利用」は、戦略の一つとして格上げしてきちんと章立てしてもいいのではないかと考えています。

何でも無料ではない。音楽も無料で手に入って、映像コンテンツも無料で手に入ってという無料が当たり前の、特に若い世代を中心に間違った考え方を持っている方がすごく目に付くので、そうではないことを示していくためにも、中長期的に考えれば教育が必要ではないかと思っており、それを章立てで入れていいのではないかと、戦略の一つとして大きく取り上げていいのではないかと提案です。

【熊倉部会長】 御意見、ありがとうございました。

石田委員、お願いします。

【石田委員】 まず、3-1の資料の「目指すべき姿（中長期的な観点）」と5か年計画の戦略六つの関係性を示した線の引き方についてです。先ほどの井上文部科学戦略官の御説明にも、「目指すべき姿」の(3)「文化芸術の創造・発展・継承と教育」が中心であるとの言及がございました。今までもそうだったと部会長もおっしゃっていますし、これが基本であることには変わりはない、となると、なぜ戦略1と2にこれにつながっていないのかと素朴に思います。私のように文化芸術の世界にずっといる者にとっては、この(3)、戦略4あたりが活動の中心になるものですから、これが全てに基礎づくものではないかと思っておりますので、意見を言わせていただきました。

それから3ページ、いろいろな文言が尽くされていていいと思っております。特に(2)「心豊かで多様性のある社会」の小項目で下から二つ目のポツ、「日本が世界の文化芸術のハブとなり」という点、この「ハブとなり」というのは、とても重要なことです。とりわけ今、アジア圏における日本の役割はハブたる気概を持ってやっていくべきだと考えております。

それが実は戦略2の「主な基本的な施策の例」の中にある「日中韓の文化交流」にもつながっていくのだと思うのです。ですから、ここでは「世界の」とありますが、特に「アジア」を意識しながら今後進めていただくことが良いのではないのでしょうか。

それから、5ページ目、戦略1です。

言葉で計画を表現していく以上、表現方法はとても重要だと思います。「主な基本的な施策の例」の1ポツ目、「新たな文化芸術」と書かれています。一方で、「複合領域による新文化創造」や「新文化創造の萌芽支援」とありますのは、これは今まで使われた言葉なのでしょうが、このように並んでいると、これらの文言は何が違うのかと思いました。この辺の概念も含めた言葉の整理も今後必要かと思えます。

指標候補ですが、二つ目に「国際コンテスト等での入賞」とある点について意見があります。これは指標になりやすいものなのですが、少し危険な気がします。コンテストで勝つことはいいことだと過剰にクローズアップされてしまうのではないかと若干懸念してお

ります。

それから戦略5, この大きな題目に「専門的人材」という言葉を入れていただきました。私は、前回のこの会でも「専門性」が重要であると言及しております。この「専門的人材」については、芸術文化の世界では専門性が非常に高く、また深いものです。これは十分クローズアップすべきことだと思っております。

この書きぶりでは、マネジメント人材や、技術者に特に言及がなされています。これはすごく重要だと思います。だけれども、やはりアーティストがいて初めてマネジメントが成立する、技術者が必要になるということであって、アーティスト育成へのまなざしも我々は絶対的に忘れてたくないと思っております。

それから戦略6。ここに独立行政法人に関する言及がなされました。先ほどの井上文部科学戦略官の説明でも日本芸術文化振興会のことに関してお話がありました。私が今、日本芸術文化振興会で音楽分野のプログラム・オフィサーを務めている立場から申し上げます。これに関しては、本当に仕事が膨らんでいてみんなで協力して取り組んでいるところです。その内容あるいは作業の高度化・強化、及び人材の確保等については、今後国として積極的に進めていただきたい。ですので、この戦略6 に関しても非常に重要な視点だと思っております。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

2 ページ目の矢印について、ワーキングでは要らないのではないかという意見もあります。もちろん、左側の四つの「目指すべき姿」に六つの戦略は全て密接に絡まってくるだろうということで、その後の図にも示されているように、石田委員御指摘のように戦略4がその中核に存在するわけで、この矢印があった方がいいのか、まだ議論は途中です。

「文化・芸術」に関しては、残念ながら法律が「文化芸術」です。

【井上文部科学戦略官】 名越委員の「文化・芸術」については、文化芸術基本法の中に新しくできたリーフレットを入れてありますが、御承知のとおり文化芸術基本法になっており、その中で定義はないが、制定時の議論を拝見すると、当時は「芸術文化」にするか「文化芸術」にするか、提案する議員の中で議論があったそうですが、「芸術文化」とすると、芸術が中心のように思われがちであるということで「文化芸術」にした経緯があると思っております。

そういう意味では、名越委員がおっしゃったように「文化芸術」という中には、当然ながら「文化」「芸術」という全てが総体として入っているという意味を持っているのではないかと思います。

一方で、広義の意味での「文化」は、全ての人間の営みの事象が含まれるというのは、ここの基本方針の9 ページに書いていますので、そこは使い分けるように私どもでも気を付けていきたいと思っておりますが、何分、法律上の名称が「文化芸術推進基本計画」となっているので、その部分については御了承いただければと思っております。

【熊倉部会長】 また昨今は特に「芸術」と「文化」の境目が必ずしも明確ではなくな

っていることもあり、必ずしも「・」を入れない方が国際的には、また、「文化芸術」は日本特有の言い方で、芸術に特化しないことを御案内のとおりこの分野の中で言っているところで、海外では「アーツ・アンド・カルチャー」と、「アーツ」が先に来ますが、芸術側からすると少し気になります。もちろん、文化財が大きな重要な施策の一群であることは疑いようがないと思います。

赤坂委員、お願いします。

【赤坂委員】 資料4の5ページから6ページ、アーツ・カウンシル・イングランドの五つ並べられている使命・目標の最後に「全ての子供と若者は、美術館、博物館、図書館の豊かさを体験する機会がある」とあります。それは当たり前だと感じるが、私は自分の現場で当たり前だと感じていないのでお話しします。去年の秋、私は福島県立博物館長なので、館長講座ということで話をしていました。

そうしたら、一番奥の方で赤ちゃんの声が聞こえたのです。びっくりしました。若いお母さんが慌てて外に出ていこうとしたので、「いいです、いいです、全然構わないので、いてください」と声を掛けたが、そのとき私は、うちの博物館で子供の泣き声など聞いたことがない、と感じました。

つまり、博物館という文化の場では子供たちがマイノリティになっているのではないかと。とりわけ幼い子供たちを育てているお母さんたちが気軽に来ることができる場では全くないのです。

その代わりに、広いエントランスにはお年寄りたちがお昼寝の場所として使っているような、もしかしたらそこで子供の声が聞こえたら、すぐ苦情が出るのだらうと思います。でも、私は、戦略3を眺めていて、冒頭が「高齢者の文化芸術活動の支援」ではないですか。私ももう立派に高齢者になり掛けているからいいのだが、子供と子育てをしているお母さんたちはどこに一文あるのだらうと思いました。「当たり前でしょう」と言われるかもしれないが、探したのですが、ない。

つまり、博物館や美術館がもしかしたら子育て世代のお母さんと子供たちをマイノリティにして、やわらかく排除していると考えて、少し反省した方がいいのかもしれないと感じました。

だから、是非この中に「全ての子供と若者」という言葉がイギリスではあったが、とりわけ高齢化がどんどん進んでいくから、社会の中で見えない形でマイノリティになりつつある子育て世代をきちんと盛り込んだ方がいいのかもしれない。

私は、その後すぐに「子守歌コンサート」をやって、お母さんと子供たちがたくさん来てくれて、大騒ぎしてはね回る中でコンサートをやりました。この4月からは予算も何もないが、体験学習室というスペースを子供向けにやっしまおうということで、その場を毎月、読み聞かせをしたり、「それは図書館の仕事でしょう」と言われるかもしれないが、気軽に歌を聞いてもらえる、語りを聞かせる、この間は夏休みだったので、「子供ミュージアム」ということで、スペースを全部変えてしまって、子供と子育てをしているお母さ

んたちを中心としてきてもらう場にしたら、随分来てくれました。

つまり、産業として子育て世代に対するケア、メニューは実はたくさんあるのです。でも、それはお金に困っていない裕福な人たちに対しては、産業という形で提供がたくさんされていると思います。

でも、もしかしたら格差、それは貧困の問題と同時に「地域」も格差だと思いますが、その格差という問題の中では、公共施設がきちんと引き受けなくてはいけないテーマであるにもかかわらず、案外そこに目線が向けられていないのかもしれない。

批判ではなく、子供が泣き声を上げてくれなければ、私は分からなかったのです。15年間、館長をしていますが、そんなことを考えたこともなかったのです。でも、子供の泣き声が当たり前聞こえているような場を、本当は我々が意図的・意識的に作らないと、デザインしていかないと、子育て世代がマイノリティになってしまう社会は、とても不幸だと感じますので、一つ付け加えていただけるといいと思います。

次のページを見ると、やはりないけれど、「学校教育」という言葉があります。つまり、文科省、文化庁は、学校教育での通路は思い描きやすいのかもしれませんが、学校教育ではない場所で子供やお母さんたちが、という発想を少しここに挿入するといいと思います。

その上に、「美術館、博物館等の専門人材養成・研修」とあります。下から2行目に「そうした文化施設の入場者数、利用者数」、これは8ページですが、あります。つまり、私が言っていることは、現場にいて、現場に対してのある指針や方向性を提示していただくことが重要なのです。「そのようなことはどこにも書いていないから」と言われると、例えば子供のための取組を始めたのですが、そのようなことはどこにも書いていないので、私は一応館長なので、「やろう」と言って「やりたい」と言う学芸員を支えることはできるのです。でも、本当は後ろ盾は何もないのです。後ろ盾が何もないところでやるときに、基本計画の中に1行でも盛り込んでいただけると、それをてこにして博物館の学芸員の仕事、「子供の世話をすることは俺らの仕事ではない」と言われてしまうのです。でも、学芸員の仕事としてきちんと位置付けていけると感じていますので、是非、そのような文言を入れていただけると有り難いと思いました。

【熊倉部会長】 7ページのブルーのところには「すべての人々が生涯を通じて」という表現がありますし、確かに今、赤坂委員から御指摘を頂いて、私の認識が間違っていたら申し訳ないのですが、案外、美術館、博物館、特に博物館は子育て中のお母さんにあまりやさしくないのかもしれない。今、公共ホール、劇場などは託児室があるのはほぼ常識ですし、午前中の小さい子を連れてお母さんが聞きに来やすい時間帯に子供が騒いでもいいコンサートは、どこでも普通にやっているとは言いませんが、さほど珍しくない。

【赤坂委員】 博物館は特にそうだと思います。

【熊倉部会長】 そうですね。子供向けのワークショップみたいなものはありますが、最近、海外の美術館などだと、特にワークショップをするというのではなく、子供室があつていつでも連れてきていい部屋を設けているところもあるので、普通と思っていたのか

もしれませんが、その辺も是非書き加えていければと思います。

馬淵委員、お願いします。

【馬淵委員】 私も美術館の館長をしまして非常に残念だと思うのは、子供たちが学校の教育の枠組みで美術館に来て、教育普及の担当がいろいろ解説していると、周りの大人が「うるさい」と言うのです。大人というか、中高年の方が多いのですが。

美術館、博物館は、非常に静寂の中で瞑想（めいそう）的に見なければいけないみたいなイメージを、私どももその責任があると思いますが、そのように捉えられているので、私は美術館に行くと、いろいろ友達や周りの人と作品について話をするのが楽しみで、一々展示されているものに突っ込みを入れたりして、それで得ることも非常に多いわけですが、そういうことをやっている、すぐ注意されたりするのです。

ある種の文化的な物の考え方がまだ狭いと思ってしまうのです。海外に行って、例えば団体をイヤホンでレクチャーしているグループがある。そうすると、それほど大きな声ではなくて、しゃべっているのは一人なのです。皆さんはそれをイヤホンで聞いているが、ある作品の前だけ混んでしまうわけです。当然、その作品について話をしているからですが、それをやっているとはほかの人たちは別のところを見て、混雑がいなくなったら戻ってくるということを自然にやっていて、美術館や博物館の教育に対する理解が非常にあると思うのです。

ですから、うちの美術館は午前中は小学生・中学生が来てうるさいから嫌なら午後來てください、と書きたいぐらいですが、その辺はいろいろ差し障りがあるので書けないですが、もう少し全体で子供たちや、場合によっては赤ちゃんを連れてお母さんたちに寛容な社会を文化の中でも作っていく。日常的にやっていかなければいけないので、うちも看守の人は大きな声を出されると「静かにしてください」と言わなければいけないですが、それはやはり周りで「あれがうるさいから黙らせろ」と言う方がいるため、すぐにどうこうできる問題ではなく、もう少しベースの大きな問題だと思うので、申し上げました。

もう一つは、今回作っていただいた、特に資料 4 の具体的などころを見ていると、人材の継続的な担保が必要で、書いていただいています、まだ控えめという感じがしております。文化のいろいろな人材は、3年や5年のボランティアだけで支えられるものではなく、常勤の職員の形でないと次に引き継げない、非常に大きな問題があると思うのです。

ですから、専門性を担保するためには、人材を確保することになると、当然、人件費になると思います。これを読んでいると、こんないろいろなことをやらなければいけないのだと思ってしまうのですが、それを誰がやるのかというと、やはりベースは常勤の人間がいろいろな場所でやる。地方公務員、準国家公務員、大学の教員、みんないろいろなところでずっとその場所において長く継続してやれる人がやり、それをいろいろな人が支えていく形になると思うが、そこを突破しないと、これは壁に穴を開けるような作業だと思うが、ここで文化を進展させるためには人件費を要求していただかないと、机上の空論になってしまう。

つまり、ここに書かれていることは、皆さん、現場で知っていて、今までもいろいろな形で努力してきて、そのみんながやってきたことを変えなければいけないということが書いてあるので、何が変わるかという、専門人材をきちんと必要な部署に充てるのがどうしても必要になるわけで、文化庁が文化省でもなく、政府の中であまり力のあると思われていない部署ではあるのですが、文化がいかに大事かの認識は、その辺で変わってくると思うのです。ですから、本当に変えるのであれば、人件費を何とか、この文書の中で太字にしても色を変えてもいいと思うのですが、そのくらいの意気込みで予算を取ってきていただかないと、せっかく作った文書がなかなか生きないのではないかという気がしました。

【熊倉部会長】 先ほどの仲道委員の御指摘にも引き続き予算は大丈夫なのかと、議題1でもそのところにはあまり触れられなかったのを、次回に期待かと静かにしておりましたが、どんどん言ってください。

秋元委員、お願いします。

【秋元委員】 私も美術館の現場にいる人間なので、新しい文化芸術基本法が現場でどのように受け止められ、どのように動いていくのだろうかと思いつながりながら今日の御説明を聞いておりました。

計画としては非常に分かりやすい形でまとまっているし、実効性のあるものにしていくという意気込みが感じられる内容です。5か年計画やPDCAサイクルで事業を見直していくという考え方など、現場に踏み込んだ物の考え方になっているなと思います。その分、現場には基本法に沿った計画、実行という考え方がより求められてくるのではないかと思いますし、現場も責任をもって事業を実現していくという意識が高まるでしょう。そうすると基本法がどのように解釈されて、現場で理解されていくか、またどのように検証されていくかという点が重要になるでしょう。つまり現場それぞれの理解や実行のされ方が気になるようになりました。このあたりは現場の判断という面もあると思いますが、それだけでは収まらないところも出てくるのではないかと思います。

特に、何人かの委員が御指摘になっていますが、「目指すべき姿」から「基本的な方向性」を実際の施策のイメージに落とし込んで実行レベルに具体化したときに、解釈によっては、結構な施策のブレが生まれてくるのではないかと心配になるわけです。ですから具体的な実行計画を作りやすい、施策の具体的なイメージが持ちやすい説明を加えていくといいのではないかと思います。

もう一つ、お話をしたいのは、PDCAサイクルを活用して事業展開するということで、特にCのチェックのところのポイントになってくると思うので、どのような立場で、あるいは誰が評価し、どのような指標でその成果を判断するかという点です。これも立場によって、あるいは方針の解釈によって、随分と異なった見解を生むのではないかと思います。

私がこの間まで館長をしていた金沢21世紀美術館の例を出してみると分かりやすいかもしれませんが、先ほどの赤坂委員の御発言にもあった子供たちの問題とも若干関係しま

す。金沢21世紀美術館は地元の小学校などとの関係も深く、ふだんから鑑賞授業が行われています。そこに新幹線開通で多くの観光客が美術館に訪れました。

そこで小学生などへの教育普及的な配慮と観光客へ対応という問題が起きます。結論から言えば、それをうまく両立させることは難しいということなのですが、「美術館の有効利用」という観点では、両方とも大事になってきます。

現場は双方が一つの場をシェアするので例えばこんな声が出てくる。ある観光客からは「子供たちがギャラリーにいるのは邪魔だ。」とか「声がうるさくて落ち着いて見学できない。」

これは特別な見学者の意見ではないのです。どちらかと言えば、ごく標準的な鑑賞者の感想です。中には「鑑賞料を払っているのだから、きちんと落ち着いて鑑賞できるようにしてほしい。」とまで言われることさえあります。

静かに落ち着いて見学できるのが美術館の理想であり、多くの鑑賞者でごった返している情景は悪だと考える。ましてや子供たちがその混雑した中で自由に走り回って鑑賞している風景など最悪だと考えても不思議ではありません。

一方で、学校の授業で美術館を訪問している担当の先生たちは、子供たちのそのような混雑した状況の中での行動は怖くて仕方がない。

金沢21世紀美術館は、美術館広場にまで美術作品が展示されていたので、これまでが鑑賞授業の対象になっていましたが、館内だけでも大変なのでとても周辺にまで気を配ることができないということで、先生からは「館内だけにしてほしい」という意見が出てくる。お子さんを預かる先生からすれば、自然な発言です。しかし全体の美術館の有効活用という観点に照らし合わせれば、消極的でマイナスの動きになっています。

さて、これを克服するためには、新たな体制をつくったり、子供のためのスペースを更に確保したり、時間によって鑑賞者を分けたりするといった運営上の工夫が必要になる。

「子供たちに親しまれる美術館にする」ということと「観光地としての役割を担う」ということは言葉のレベルでは簡単に両立しますが、現場では、先ほどお話したようになり、どちらかに重点を置いたり、選択をしたりする必要が出てたり、あるいは高いレベルで互いに両立させるような努力が必要になります。それをするためには組織や体制、また予算を増強する必要が出てくるでしょう。

こういった現場の変化を想像して、ブレイクダウンをしていただくと有り難い。大きなところでは今必要なことが並べられているので、大変心強く思うけれども、正しく実行しようとするならば、予算や人などをあてていかないと動かないところが幾つもあるので、そのあたりについても是非考えていただきたい。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

もう少しイメージの文章が膨らんだ方がよさそうな気はします。先ほどの赤坂委員の言葉もそうですが。そうか、それをやらなければいけないのか、みたいなことがもう少し、今、3ページでコンパクトになっているが、もしかしたら5ページ以降の「基本的な施策の

例」ではなくて、ここにもう少しイメージを広げた方がいいという気がしました。

まだ御意見を頂いていない紺野委員、お願いします。

【紺野委員】 机上配布資料 3-2 が「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」という SDGs に関する資料です。SDGs (Sustainable Development Goals) という 2015 年 9 月に国連サミットで採択された国際社会全体の目標です。私は 1998 年から国連開発計画の親善大使としてこの SDGs の前、2015 年までの目標であるミレニアム開発目標の広報、そして今は SDGs の広報に微力ながら携わっています。大きな目標だけでも 17 と多岐にわたっているために、分かりにくいのです。

そのために、外務省でもピコ太郎さんを起用したり、小中学生にも分かるような冊子の製作など大変努力なさっています。私も、この 17 の目標を小学生でも分かるように、分かりやすい言葉でいかに伝えるかを考えていますが、難しいです。

文化芸術の振興に関する基本的な方針や、文化、芸術、政策の今後どういったところを目指しているのかを、入門編というか、非常に分かりやすい言葉で難しいことを分かりやすく伝えることは同じように難しいと思いますが、今後、我が国はこういう文化芸術政策を目指しているということが、小中学生にも分かりやすい冊子があると、より関心を持つ層が広がるかと思うのです。

そのようなものがあって、今後日本の文化はどうなっていくのだろうと興味を持つ仲間を増やして、そこに興味を持ったら、こちらの難しい方を読んでといざなうことができれば非常にいいと、この委員を務めさせていただくようになってから思っていました。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

川村委員、いかがですか。

【川村委員】 クリエイター側からすると、どのような形になったら理想かという具体的なイメージが一番大事なのだと思います。例えばダミアン・ハーストやオラファー・エリアソンのような世界的なアートのスターが出るのか、是枝監督のような監督が出てきてカンヌで賞を取るのか、ミシュランの三ツ星を取るようなすし屋が出てくるのか、何をもってこの施策の成功とするのかというイメージが、こういうスターが出てくるとか、こういう評価がアーティストに対してされることの実体が見えると、やるべきことも逆算で見えてくる気はした。そこら辺はあまり具体化してしまうといろいろまずいところもあるのかもしれませんが、ビジョンを共有する意味では、ゴールを設定して、そのためにどのような手順でダミアンやオラファーがスターになっていったのか、例えばグザヴィエ・ドラン監督がどのような経緯で出てきたのかを研究してみるのもいいとは思いました。

【熊倉部会長】 それが指標だと思うので、また御提案を思い付かれたら、例えば先ほどのカンヌの例で言えば、国際コンテストへの入賞、それから、そのほかの芸術家で言うと海外での芸術祭への参加状況ということで、御指摘のように残念ながら多くの美術界の若者が今年、ヨーロッパでドクメンタに行っているけれども、ワーキングで今日御欠席の山出委員がおっしゃったように、一人も日本人作家が選ばれていない状況も確かにありま

す。

どうやったらできるかは、基本計画には書けないレベルの複雑な要因が絡まり合うかと思いますが、こちらに関しては、中村委員、何か御感想など頂戴できますか。

【中村委員】 ここにはとてもすばらしいことが書いてあるのだが、いろいろ疑問点も多く、例えば新しい文化芸術がどんどん生まれてくると書いてあります。でも、芸能・芸術関係に携わっている者としては、人に認められるような芸術がそんなにすぐできるとは思えません。やはり長年苦勞して、壁にぶち当たって、また努力して、壁にぶち当たって、それを発表して、認められるまでは大変な年月が掛かると思います。それは今、お金を掛けたからすぐできるとは思えないということが1点。

それから、資料4の一番最後のページに「文化芸術関係独立行政法人」と書いてあって、文化施策の執行機関として期待される役割。今の国立劇場、第二国立があり、それに期待していると思いますが、それは期待しても今は無理ではないでしょうか。そういう人材は、第二国立は分かりませんが、国立劇場の方にはいません。人手がない。

そこで、専門的人材の確保が必要になる。これは当然だと思いますが、どういう人材を確保しようと思っているのでしょうか。例えば執行機関としてのこれを発表していくためのプロデューサー的な人材が必要なのか、それとも、これを企画する芸能・芸術関係の人材が必要なのか、もう少し明確に書いていただいた方がいいと思います。

それから、国立劇場は昨年、創立50周年を迎えて、実は2020年のオリンピックの後に建て直すことになっております。今、計画が発表されており、私たち歌舞伎俳優の何人かがその計画に参加していますが、その人材を確保するのだったら、今のこの時期がいい時期ではないか。5年計画からいうと、その次の5年計画になってしまうかもしれないが、人材を確保するのだったら、この5年計画の間に人材を見つけて次の5年計画に反映させていただけたらと思います。

先ほどの美術館や博物館の話をいろいろ聞いていて、私も日本の美術館も博物館にもよく行きますが、いるお客様がほとんど高齢者です。でも、海外の美術館へ行くと、子供たちが学校の授業の一環で来ています。いろいろ説明を受けたり、結構みんな騒いでいるが、何ともない。子供たちが楽しんで遊んで見たものが身について、大人になってもまた見たいと思いついて自分の人生に蓄積されていくのではないかと思います。そういう日本になつたらいいと思います。

【熊倉部会長】 専門的人材、誰を配置するかまでは、基本計画には非常に議論が必要な部分だと思いますので、作品を作る人材をもっと充実させるべきという方々もいらっしゃるでしょうし、プロデューサーのような人たちとも考えられますし、また、この「文化政策の執行機関として」も、ほかにもいろいろ読み取られようがあり、そのあたりのところは課題です。次に向けて何を充実させていくのか、恐らく今年度いっぱいでは結論は出ないと思うので、もっとはっきりさせる、あるいはマネジメント人材に今のプロデューサーだとそちらの方になると思うが、どのようにして様々なとりようができるかということこ

ろが、国の指針としてあまり名指しで言えない気もするが、まさにいろいろな人材が全然足りないのが全ての文化団体、文化機関の実情だということを言い続けて早何年でしょう。人件費の予算、果たして今回、もう一步近づけるかどうか。もろもろ御意見、ありがとうございました。

最後に、ワーキングの委員の皆様方、いかがでしょうか。ほかの委員の皆様方からの御指摘、あるいは今回の修正版に関して、大きな視野でお願いします。

佐々木委員、ありがとうございます。

【佐々木委員】 かなり意見を取り入れてもらい、よくなったと思うし、紺野委員が言われたようにSDGs、これを受けてユネスコがGlobal Report of Culture for Sustainable Developmentを出していて、その検討はしました。言われたように、文化とその関係性について、もう少し分かりやすい形で広報できることもどこかに入った方がいいかもしれません。

それから、先週末、日中韓文化大臣会合が行われました。日中韓芸術祭、かなりクオリティも高くなってきており、この会合が9回目ですが、毎年開かれるようになっていて、これは首脳会談が毎年開けない状態、それから、ほかの分野でも開けないのです。でも、文化だけでは開けていることの意味が大変あって、戦略2の中に日中韓を含めた国際交流、文化交流の話が入っているが、この大臣会合を受けた「東アジア文化都市事業」を日中韓で4年間進めてきたが、これを更に発展させてアジア全体に広げることが基本政策として書かれてもいいのではないかとお話ししているが、そういった記述も頂けると有り難いと思います。

【熊倉部会長】 吉本委員、どうぞ。

【吉本委員】 ワーキングの意見を踏まえていい形にまとまってきていると思うが、先ほど河島委員もおっしゃっていたように、資料3-1の2ページの(4)が分かりにくいと思うのです。

(4)のタイトルが「地域の文化芸術に関わる団体・機関」となっているが、これも分かりにくい気がして、今、作文を試みたので、案を読みます。

まず、タイトルが「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」として、この中で特に分かりにくいと思ったのが「持続可能で回復力のある文化芸術」、この「持続可能で回復力のある」は「文化芸術」に掛かっているので、分かりにくい気がしたのです。ですから、その部分はむしろ「プラットフォーム」に掛かるようにした方がいいのではないかと思います。

そこで文章案を読みますと、「地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様で高い能力を有する専門的人材や芸術団体等が活躍している」というのはどうかと思いました。事務局にて後ほど検討いただきたいと思います。

【熊倉部会長】 戦略6をどうするか、になってしまいますが。

【吉本委員】　そうですね。だから戦略 6 も、「文化芸術」の前に「持続可能で回復力のある」が付いているのがいいのかもしれませんが。

【熊倉部会長】　これはきっと「団体」に掛かるのです。まさか「文化芸術」や「回復力のある」ではないと思います。

【吉本委員】　いや、レジリエントは分かるが、「プラットフォーム」自体が持続可能で回復力のあるものになった方がいいのではないかと私は思ったのですが、そこは他にも御意見があるかもしれません。プラットフォームが持続可能な方が、結局、団体も持続可能な活動ができる、となるのではないか。

【熊倉部会長】　そうですね。前回、柴田委員からワーキングで、もう少し公共文化施設に関して言及してほしいということで、大和委員によりますと、この「団体」という言葉で法律上は全て包括されているということでしたが、でも、どこの美術館もホールも、自分たちが「団体」だとは思っていないと思ったので、ここは「機関」という言葉を加えました。本来だと「プラットフォーム」を前に出す方が個人的にはいいような気がします。ここは工夫の余地ありで、ただ、「プラットフォーム」に関して具体的にどうするかは、この後ろの「施策」でなくて、もう少しイメージ的にこうなるべしというものを作文して、みんなでもんだ方が、「そこを目指すのか」をもう少し文化芸術関係者だけではなく、国民も含めて共有して、心動かすものになっていくべしという御意見も幾つか頂いたのかと思っております。

では、大和委員お願いします。

【大和委員】　資料 4 の最後に、先ほど石田委員もおっしゃいましたが、今回の法改正で対象とする領域や広がり、施策の深まりが期待できる形の施策になってきたときに、文化庁がこれを実現していくのか、できるのか、先ほど予算の問題も出たし、機能の問題もあると思っており、まずは機能の点で言うと、独立行政法人、中村先生も御意見があるようですが、このきちんとした強化です。今は三つの独立行政法人で五つの機関、要するに劇場、美術、文化財、映画、映画はフィルムセンターです、それと民間芸術活動の助成という五つの機能になっています。

ここら辺のことをきちんと、この五つの機能は独立する、足腰を強くしていくことが必要で、とりわけ美術館、文化財は一つになっているが、映画のフィルムセンターは近代美術館の下にぶら下がっているだけです。文化芸術振興会は、その中に助成機関と劇場が入っている。助成については調査研究機能が不十分であるという問題があるので、この独立行政法人の専門的な機能を強化していかないと、広がった文化行政を強化することにならないのではないかと。ここをどうしていくかは機能強化の点で大事な問題だろうと思っています。

それとお金の問題でなかなか政府の中で予算が取れないことがいろいろ議論されていますが、新たな財源をどこかで集めてくることも含めて、イギリスだったら宝くじを回してきていますし、また、それこそ大胆にこの 5 年計画の間に芸術文化振興基金を取り崩して

でもこの計画を達成することを、今回、基本法ができ、基本計画になる段階でひとつ思い切ることも含めて、是非やってもいいのではないかと思います。これは今後の皆様の議論になりますが、大きな踏み出しをしてもいいのではないかと考えています。

【熊倉部会長】 柴田委員。

【柴田委員】 今日は委員の皆さんの御意見を聞いて、今までの議論に加えて考えを深める良い機会となりました。

私が委員の皆さんの意見を聞いて感じたことは、この計画の最終的な受益者が誰であるのかということです。それは国民であります。公的資金を活用して実施する施策、事業ですから、納税者への説明責任を明確に果たさなければいけない。それから、最終的な受益者である国民に対して明確なメッセージを届けなければいけないことを改めて再認識しました。

資料4の27ページ1ポツ目、「関係者のみならず国民一般もロジカルに理解できるように可視化すること」、とても重要です。国民に納得していただける文化政策でなければいけないと、強く思いました。

【熊倉部会長】 では、湯浅部会長代理、お願いします。

【湯浅部会長代理】 とても短い時間の中でここまでまとまってき、また、今日の議論でさらに、より具体的に明確にしていく必要があることを、特に赤坂委員のお話や皆さんの話から思いました。

一つ、戦略2で国際文化交流のところ、多分、今の問題点はどうしてもこの青いところの文章が限定的なので、いかようにでも解釈できるところでいろいろな意見が出てくるのだと思いますが、こちらの4の資料と併せて読んでも、若干、一方通行な発信的なニュアンスが強いと思うのです。「国際文化交流」とは言っているが、発信をしていって、観客に来てもらう。もう少し今の世界的な潮流の中でも双方向の交流がありまして、一言だけ机上資料の1-3の5ページ目に翻訳を付けていただいている、3段落目に「イングランド中のアーティストが仲間同士で学び」と訳がありますが、訳が間違っていて、すごく大事なので申し上げようと思ったのですが、「イングランド中のアーティストが国内で仲間同士で学び合う」と見えてしまうのですが、ここで一番言いたいのは「ブリティッシュ・カウンシル」と書いてあるから言うわけではないですが、国際的な交流をして世界的な仲間と意見を交換することにより、イングランドの文化が進化することなので、今、先週もエジンバラに行っていたけれども、世界中のアーティストとアート関係者と連携することの双方向性ももう少し訴えたいと思いました。

その中で、多分、この次のステップとしては、より具体的な姿をもう少し明示した上で、施策の例やアウトカムを出さないと、いろいろな人の意見が入って、イメージが明確にならないのだと思うのです。「アウトカムベース」という言葉も今まで出てきていますが、それぞれの戦略において、具体的にどのようなアウトカムを5年間で目指すのかをもう少し具体的に書いていけるとよくて、それは多分、この後の分野別やいろいろなところ

でお話ししていくのだと思いますが、その作業を皆さんとできればいいと思いました。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。たくさんいろいろ有意義な意見も頂戴しました。

冒頭の御説明では、基本計画ワーキングはもう一回なのですが、政策部会もまだ何回かありますし、随時、多分、後ろの方に指標や国民にどう伝わるかも踏まえて、まだもう一回ぐらいは年度内に開かなければいけないのかとも思っております。

頂いた意見をどのように反映していくのかに関して、次回のワーキングで話し合っていきたいと思っておりますので、事務局におかれては、今日の御意見のまとめなどを作成いただくと有り難いと思っております。

また、時間が許せばになるかと思いましたが、ワーキングの方でも文化庁だけでなく関係省庁のヒアリングなども必要ではないかという意見もあるので、もしかしたらその辺もこの政策部会のスケジュールに入ってくるかとも考えてございます。

時間が長引いてしまいまして申し訳ございませんでした。取りあえず最後、事務局にお返しいたします。

【高田企画調整官】 それでは、最後、資料 5 と、資料 6 と、机上配布資料 4 で簡単に御説明いたします。

今後の検討の進め方ですが、何回か話が出ていましたが、9月はいろいろな分野別のワーキングを開いて、そこで議論をもんで、また10月、文化政策部会を開いて、そこでの結果を踏まえてもう少し具体的なイメージが膨らむような議論をしていければと思っております。

その関係で、資料 5 が具体的な個別の分野別ワーキングの例が書いてあり、資料 6 で次の文化政策部会第4回は10月13日を予定しているので、よろしくをお願いします。

また、机上配布資料、実はこれはまだ決裁が取れていなくて「調整中」と書いていますが、各分野別ワーキングにこういった方が参加して具体的な議論をすることが書いてございますので、御覧いただければと思います。

【熊倉部会長】 議題(3)があるのをすっかり忘れておりました。こちらの資料 5 をめくっていただいて、ワーキングの名簿は机上配布資料 4 のメンバーで今後、分野別ワーキングを進めたいと思っておりますが、特に問題、御異論などございませんか。

では、これでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【熊倉部会長】 それでは、このことについては御異議なしとさせていただいて、この計画どおりに進めていただきます。

本日はこれにて閉会とします。皆様、長時間にわたっての活発な御議論、どうもありがとうございました。

— 了 —